

# 「親子で学ぼう！京の食×年中行事」 情報発信業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において、文化庁の「令和3年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」として実施を予定している「親子で学ぼう！京の食×年中行事」情報発信業務を業務委託するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業者募集は、本業務に係る京都市の令和3年度予算の成立及び文化庁の「令和3年度伝統文化親子教室事業（地域展開型）」としての採択を前提に、年度開始前の準備行為として行うものである。そのため、京都市の予算が成立しなかった場合又は文化庁の事業として採択されなかった場合は、本事業者募集及び受託候補者の選定等は無効となり、予算が成立した場合及び文化庁の事業として採択された場合も、契約の締結は令和3年4月1日以降となることをあらかじめ御了承ください。

## 2 事業の目的

本市では、平成25年4月に、法令上文化財としての指定・登録が困難な暮らしの文化（生活文化）等の無形文化遺産を選定し、その価値を再発見、再認識し、大切に引き継いでいこうという市民的気運を盛り上げる「京都をつなぐ無形文化遺産」制度を独自に創設している。

同制度においては、これまでに「京の食文化」や「京の年中行事」などを選定しており、普及啓発事業を実施してきた。

年中行事は各地域によって様々なものがあり、その年中行事と連なる行事食も地域によって様々である。京の食文化は、多くの担い手（市民、料理人、食材を作る農家等）によって支えられ育まれてきているが、家庭内で親が子どもに教えることが最も大きな食文化の継承である。

家庭内でしっかりと受け継ぐことができるよう、親世代が手に取る無料配布の冊子や閲覧するホームページに食文化と年中行事、またそのつながりを学ぶ記事や動画を掲載することで、家庭内で親が子と一緒に読む又は観て、勉強し、親が理解したうえで子どもに教えることができるようにする。

なお、「京都をつなぐ無形文化遺産」制度の詳細は、ホームページ(<https://kyo-tsunagu.net/>)を参照すること。

## 3 概要

### (1) 業務内容

親世代が手に取る無料配布の冊子や閲覧するホームページに食文化と年中行事、またそのつながりを学ぶ記事や動画を掲載すること。本業務において達成すべき具体的な内容については、「(別紙1)「親子で学ぼう！京の食×年中行事」情報発信提案要求仕様書」を参照すること。

なお、上記仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、プロポーザルによる応募者からの提案や京都市の令和3年度予算の市会審議、文化庁の採択等の状況を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うことがある。

### (2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

### (3) 委託金額（上限）

5, 830千円（税込）とする。

#### 4 参加資格

次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、法人及びその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 京都市契約事務規則第40条の規定により、本市の承認なしに委託業務内容を他の事業者に再委託しないこと。

#### 5 参加手続等

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うこと。

##### (1) 参加表明書等の提出

###### ア 提出書類

以下の書類を、郵送又は持参により提出すること。

(ア) 「参加表明書」（様式1）

(イ) 「業務実績申告書」（様式2）

平成30年度から令和2年度までに行った冊子等掲載、ホームページ掲載、動画作成の業務の実績について、一契約ごとに業務名、発注元を明記すること。

なお、申告内容については、必要に応じて京都市から発注元に確認する場合がある。

(ウ) 「会社概要」（様式3及びパンフレット等）

###### イ 提出部数

上記アの提出書類 各1部

###### ウ 提出場所

「8 問合せ先及び関係書類の提出先」参照

###### エ 提出期限

令和3年3月12日（金）午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

###### オ 参加の対象外となる場合

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知する。

(ア) 「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

(イ) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

(2) 質問及び回答

「5 参加手続」に記載する参加表明書等を提出した者に対し、質問の提出を受け付ける。

ア 質問の方法

「質問書」(様式4)に記載し、「8 問合せ先及び関係書類の提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入し、当該ファイルを添付して、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

イ 質問の提出期限

令和3年3月12日(金)午後5時まで

ウ 質問の回答

令和3年3月17日(水)までに、参加表明のあった方全員に対し、回答を電子メールにより送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出資料

「(別紙2)「親子で学ぼう!京の食×年中行事」情報発信業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送又は持参により提出すること。

イ 提出部数

上記アの提出書類について

印鑑を押印したもの 1部

印鑑を押印していないもの 4部

ウ 提出場所

「8 問合せ先及び関係書類の提出先」参照

エ 提出期限

令和3年3月25日(木)午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

オ 選定の対象外となる場合

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外となり、電子メール及び書面によりその旨を通知する。

(ア) 「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

(イ) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

(オ) 企画提案書等に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えた場合

## 6 委託予定者の選定

(1) 選定方法

選定は、「親子で学ぼう!京の食×年中行事」情報発信業務に係る委託予定者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。選定に当たっては、「(別紙3)「親子で学ぼう!京の食×年中行事」情報発信業務に係る委託予定者選定委員会評価基準」に掲げる評価項目について、企画提案書等の提出書類の審査(必要に応じてヒアリングを行う。)より参加者の事業実施能力を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を委託予定者として決定する。

なお、委託予定者に選定された者が辞退等により京都市と業務委託契約ができない場合は、

次点者を委託契約者とする。

(2) ヒアリングの実施

提出された内容について、必要に応じてヒアリングを行う。日時・場所等の詳細については、企画提案書等の提出後に連絡する。

(3) 選定委員会の体制

選定委員会は、以下の3名で構成する。

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及・活用担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及活用係長

(4) 選定結果の通知

選定結果については、令和3年3月31日（水）までに参加者全員に通知するとともに、参加した事業者及び評価点等を京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報）に公開する。

## 7 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する全ての費用は、書類提出者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書等の提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された書類等の返却は行わない。
- (5) 各別紙及び様式類は、京都市のホームページ上（入札・公募型プロポーザル情報）からダウンロードできる。

## 8 問合せ先及び関係書類の提出先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当：成瀬，川又）

TEL：075-366-1498 FAX：075-213-3366

メール bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp